

チーム京都 ジュニア選手発掘・育成事業実施要領

京都府競技力向上対策本部

1 目的

ジュニア選手の発掘・育成を行い、将来わが国を代表するアスリートとして活躍できる資質を育成するとともに、スポーツの楽しさを啓発し、体力及び基礎的運動能力を向上させ、本府の競技力の中長期的な維持・向上を図る。

2 主催

京都府競技力向上対策本部 京都府教育委員会 当該競技団体 各市町(組合) 組合教育委員会 京都府小学校体育連盟

3 対象

- (1) タレント発掘・育成事業
フェンシング・バドミントン・カヌー・ボート・スポーツクライミング
- (2) 小学生地域別陸上運動交歓記録会等
京都府内の小学校児童

4 内容

- (1) タレント発掘・育成事業
将来我が国を代表するアスリートとして国際大会でのメダル獲得を目指すとともに、豊かで明るい社会の発展に貢献できる人材を発掘・育成する。
- (2) 小学生地域別陸上運動交歓記録会等
主催者により定める地域ごとに、走・跳・投・その他の運動に関する合同記録会、または競技会等を行う。

5 期間

- (1) タレント発掘・育成事業
府内の小学3年生から発掘し、小学4年生から中学3年生までの原則6年間育成する。
- (2) 小学生地域別陸上運動交歓記録会等
交付決定日から当該年度の3月31日まで。

6 運営

- (1) タレント発掘・育成事業
ジュニア選手育成専門部会を設置し、中・長期的視野に立った運営に努める。
- (2) 小学生地域別陸上運動交歓記録会等
 - ア 記録会等は、京都府小学校体育連盟によって実施するとともに、各小学校は学校教育活動として児童を参加させること。
 - イ 記録会等は、同一参加者が走・跳・投に関する各種目に1種目以上出場するなど、総合的な能力を競うとともに、同程度の児童による競技となるよう配慮することが望ましい。
 - ウ 事業の実施に当たっては、当該市町(組合)教育委員会と連携し、児童の参加体制の確保に努めること。